

ハローケア訪問看護ステーション 桔梗
居宅介護支援重要事項説明書

事業所名： ハローケア訪問看護ステーション 桔梗
所在地： 三重県名張市西原町 2628 番地 1
電話： 0595-67-2080
FAX： 0595-67-2081

— 居宅介護支援重要事項 —

1. 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名	医療法人社団 ハートランド
代表者名	理事長 竹林 和彦
所在地	〒636-0815 奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1
連絡先	0745-72-5006

2. ご利用の事業所

事業所名称	ハローケア訪問看護ステーション 桔梗
所在地	〒518-0603 三重県名張市西原町2628番地1
管理者名	栗木 誠
指定事業所番号	2461390102
実施地域	名張市 伊賀市

3. 事業目的及び運営方針

事業目的：

利用者からの相談に応じ、本人や家族の意向を基に必要なサービスを適切に利用できるサービスの内容、種類、担当する者などを定めた計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように指定居宅サービス事業者等との連絡調整やその他の便宜の提供を行います。

運営方針：

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう配慮して援助に努めます。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行います。

- ④ 個人情報（プライバシー）保護に努め、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ⑤ 居宅サービス計画作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行う事により計画の実施状況を把握し、必要に応じ計画の変更、事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日 (祝祭日、12月31日～1月3日までは休業)
営業時間	8時30分 ～ 17時00分
	時間外・休業日でも 24時間電話 にて 相談は受け付けています。
	緊急連絡電話 090-1580-7839

5. 事業所職員体制

従業者の職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		居宅介護支援事業全般
介護支援専門員	1名	2名	要介護者からの相談に応じて、必要なサービスを適切に利用して頂けるようサービスの内容、種類などが明示された計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整などを行います。

6. 利用料金等

- (1) 居宅介護支援利用費は、下記表の通りです。(1単位単価=10,21円)
 ただし、法定代理受領につき、利用者様の負担金は発生いたしません。

○介護予防支援（要支援1・2の利用者を対象）費用（単位表示）

内容	サービス費用
要支援1・2	継続 442/月（初回 300/月）

○居宅介護支援（要介護1～5の利用者を対象）費用（単位表示）

内容	サービス費用
要介護1・2	1,086/月
要介護3・4・5	1,411/月

○加算・減算/1ヶ月（単位表示）

初回加算	300	新規利用または要介護度2段階以上変更
退院・退所加算 (I)イ	450	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合
退院・退所加算 (I)ロ	600	
退院・退所加算 (II)イ	600	
退院・退所加算 (II)ロ	750	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合
退院・退所加算 (III)	900	利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスに参加した場合
入院時情報連携加算 (I)	250	入院にあたり病院や診療所に入院時の情報提供した場合 (I)は3日以内に情報を提供した場合
入院時情報連携加算 (II)	200	(II)は4日以上7日以内に情報を提供した場合

通院時情報連携加算	50	病院又は診療所で医師の診察を受けるときに同席し、相互に医師等から必要な情報提供を行い、居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	400	末期の悪性腫瘍であって、在宅でお亡くなりになられた場合
特定事業所加算（Ⅰ）	519	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントの実施など、厚生労働大臣が定める特定事業所加算算定基準に適合していると判断した場合、左記の当該基準に掲げる区分に従い1月につき所定の単位数が算定できる場合
特定事業所加算（Ⅱ）	421	
特定事業所加算（Ⅲ）	323	
特定事業所加算（A）	114	
特定事業所医療介護連携加算	125	前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上及び、ターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定している場合
特定事業所集中減算	▲200	本事業所が正当な理由なく特定の事業所へのサービスの偏りの割合が80%を超える場合
運営基準減算	50/100 算定	利用者宅訪問、担当者会議、ケアプラン交付等を2ヶ月連続していない場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	医師・看護師等と共に利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合
委託連携加算（介護予防支援）	300	利用者にかかわる情報を受け、介護予防サービス計画書を作成した際、加算する（利用者1人1回）

7. サービスの利用状況などについて

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙（居宅介護支援サービス利用割合等説明書）のとおりである。

8. 居宅介護支援事業に関する相談・苦情について

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

ハローケア訪問看護ステーション桔梗	
名張市西原町 2628 番地 1	T E L : 0595-67-2080 F A X : 0595-67-2081 ※対応時間 : 8 : 30 ~ 17 : 00 (土、日、祝は休み) 担当者 : 松本
名張市高齢・障害支援室	
名張市鴻之台 1 番町 1 番地	T E L : 0595-63-7599 ※対応時間 : 8:30~17:15 (土、日、祝は休み)
伊賀市介護高齢福祉課	
伊賀市四十九町 3184 番地	T E L : 0595-26-3939 ※対応時間 : 9:00~17:00 (土、日、祝は休み)
三重県国保連合会 保険介護福祉課	
三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地	苦情相談専用 : T E L 059-222-4165 ※対応時間 : 9:00~17:00 (土、日、祝は休み)

9. ハラスメント対策について

- 1 当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 虐待の防止について

(1) 当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 2 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- 4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者	虐待防止委員
--------------	-----	--------

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置について

当事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

13. 身体拘束について

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 三重県名張市西原町 2628 番地 1

名称 ハローケア訪問看護ステーション 桔梗 印

説明者名 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅サービスについての重要事項
の説明を受け、これに同意します。

ご利用者

住所

氏名

代理人

住所

氏名 (続柄)